

○一部事務組合下田メディカルセンター議会特別委員会設置条例

平成 21 年 12 月 25 日  
共立湊病院組合条例第 1 号

改正 平成 24 年 2 月 27 日共立湊病院組合条例第 2 号

(特別委員会の設置)

第 1 条 特別委員会（以下「委員会」という。）は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 委員会の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第 2 条 特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし閉会中においては、議長が指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(委員長の職務代行)

第 4 条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(傍聴の取扱い)

第 7 条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第 8 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会に諮って決める。

(参考人)

第 9 条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、代理者に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。

(記録)

第10条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

(会議規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成21年12月25日から施行する。

附 則 (平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号)

この条例は、平成24年5月1日から施行する。